

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立の実現と、子育てをしていない職員も含めた全職員が働きやすい職場環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

2. 内容

【目標1】 計画期間内に育児休業の取得状況を次の基準以上にする。

女性職員：取得率を90%以上維持する。

【対策】

- ✓ ① 妊娠中の職員に対し、取得を容易にするため個人面談実施により制度の周知や休業中の公的給付活用および職場復帰後の不安払拭を図る。
- ✓ ② 育児休業期間中の代替要員の確保。
- ✓ ③ 管理職を対象とした研修会の実施。

【目標2】 所定外労働時間を抑制する。

【対策】

- ✓ ① 部署別の時間外労働を公開し、抑制意識の周知。
- ✓ ② 時間外増加原因の調査と対策の検討。

【目標3】 妊娠中や産休復帰後の女性職員のための相談窓口の設置。

【対策】

- ✓ ① 相談窓口の設置。
- ✓ ② 相談員の研修。
- ✓ ③ 相談窓口を設置することを職員に周知。